

## シラバス作成の意義と作成上の留意点

### 1 「シラバス」とは

学校の授業等の年間の学習案内であり、生徒がこれから何を、何のために、いつ、どのように学んでいくのかを体系的に示した授業計画書を指す。具体的には、各教科・科目の目標、内容、指導計画、教材の概要、評価の概要（観点別学習状況、評価方法など）を記したものである。

これまでの、学習指導計画と何が違うか…

学習計画には、従来の年間指導計画のほか、単元（題材）の指導計画や1単位時間の指導計画、学習指導案などがある。シラバスは、このうち、特に年間指導計画との関連を図っていくことが大切となる。指導計画の概要という点においては、共通しているが、年間指導計画はあくまで教師用の指導計画であるのに対して、シラバスは生徒用（生徒向け）の学習計画であり、保護者や地域向けの説明資料としての性格をもつ。

「学びのナビゲーター」として、学習者（生徒）を主体的な学びに導くものである。

### 2 高等学校におけるシラバス作成の意義について

#### (1) 生徒にとって

- ・自分の学習計画を立てるのに役立つ。（高校生活全体を見通した学習計画）  
自ら考え主体的に学ぶ力の育成
- ・学ぶことの意味を理解できるようになる。 学習意欲の向上
- ・自己評価力が身に付いてくる。
- ・進路希望の実現に役立つ。

#### (2) 保護者、地域住民にとって

- ・学校の教育活動を理解する情報となる。 学校への協力体制づくり

#### (3) 教師にとって

- ・授業改善の契機となる。
- ・計画的な教育活動を組織的に展開できる。
- ・教育活動の成果を共有できる。  
授業の向上 生徒や保護者の信頼 生徒の夢や目標の実現
- ・教育活動の工夫・改善  
指導目標（評価規準）、評価の観点、評価方法等の明確化  
学習指導法の工夫改善 指導と評価の一体化

#### (4) 学校にとって

- 特色ある学校づくりの推進に役立つ。  
積極的な情報提供、学校設定教科・科目の設定
- 開かれた学校づくりの推進につながる。  
説明責任、積極的な情報提供 学校への理解と信頼

学校教育法（平成19年6月）

第62条【準用規定】により、下記の規定を高等学校に準用する。

・第42条【学校運営評価】

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

・第43条【学校運営情報提供義務】

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

「学校評価の在り方と今後の推進方策について（第一次報告）」（平成19年8月27日）

学校評価の推進に関する調査研究協力者会議

「学校教育法第42条の規定に基づき、学校評価の具体的な在り方としておおむね以下のように定めるとともに、学校関係者評価（外部評価）の速やかな定着・充実のための取組が必要。

- ・すべての学校が自己評価を行い、その結果を公表すること
- ・すべての学校が、自己評価結果を踏まえて学校関係評価（外部評価）を行い、その結果を公表するよう促すこと」

3 シラバスに記載される内容について

- ・学習の目標            ・学習のねらい            ・生徒に身に付けさせたい力
- ・学習の進度            ・学習の内容                ・評価の観点と評価方法
- ・評価規準              ・特色ある学習方法      ・授業展開の工夫      等

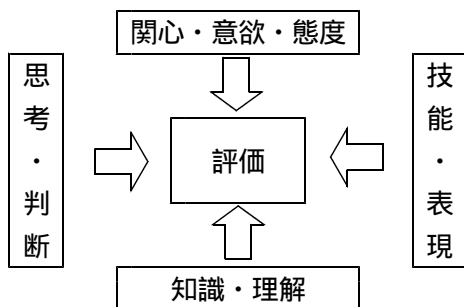
その他、留意点や生徒の学び方に関することとして、以下のようなことなども考えられる。

課題や提出物、使用教材、勉強の仕方、ノートの取り方、履修方法、授業の受け方（予習・復習）、学力向上のための方法、定期考査の情報 など

4 評価について

評価については、観点ごとに適している評価方法が異なっているので、評価の場面や時期などに応じて、適切な評価方法を取り入れたシラバスを作成することが大切となる。

たとえば、評価を行う場面としては、学習後のみならず、学習の前や学習の過程における評価も重要となる。さらに、具体的な評価方法についても、ペーパーテストのほか、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポート等を用い工夫する。



シラバス作成のポイント

- ・学校経営指導方針に基づいて作成する。
- ・育てたい生徒の姿を明確にする。
- ・生徒の実態に応じて各学校が工夫する。
- ・生徒の自学自習に役立つ内容にする。
- ・公開を念頭に作成する。
- ・見やすく、分かりやすいものにする。

5 シラバス作成及び活用について

シラバス作成及び活用は、それ自体が学習指導を改善する過程の一部となる。

また、学校経営の視点から、シラバスの作成や活用を通して学習指導の成果に対する評価を行い、その結果をまとめて情報を公開するなどして、保護者、地域の人々に対して説明責任を果たすことが大切となる。

また、教科経営の視点からは、生徒の主体的な学習を促すことや、教師間の共通理解を深め、教師一人一人の指導力の向上を図ることなどが重要となる。

6 平成21年度学校教育指導方針（茨城県教育委員会）より

(1) いばらき教育プラン(p.1)

戦略2：「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」戦略

重点取り組み 確かな学力の育成 県民に信頼される魅力ある学校づくり

(2) 一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校づくり (p.3)

- ・ 創意を生かした特色ある教育課程の編成
- ・ 信頼と活力を生む開かれた学校づくり

(3) 学校教育推進の柱

確かな学力を身につけさせる教育の推進

高等学校教育の充実(p.15)

努力事項 - - - 具現化のための取組

- 1 個に応じた指導計画の改善充実  
中学校の指導内容との関連を踏まえながら内容を精選・重点化し、  
基礎的・基本的な内容を明確にした指導計画の作成
- 2 生徒一人一人が主体的に学習できる指導方法の改善充実  
基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための、個別学習やグル  
ープ学習などの学習形態の工夫改善  
・ 生徒の主体的な授業参加を促すシラバスの作成と活用
- 3 校内研修の改善充実
- 4 指導に生かす評価の改善充実  
適切な評価規準を設定することにより、生徒一人一人の学習状況  
を多面的・継続的に把握した、よさや可能性をのばす評価の重視  
指導の過程における評価と多面的な観点からの評価の重視  
指導計画・指導方法等の改善に生かす評価の重視
- 5 定時制・通信制における教育の改善充実
- 6 道徳教育の推進

(4) 学校評価について(p.31)

児童生徒がよりよい学校生活を送れるよう学校運営の改善と発展を目指す

説明責任と学校・家庭・地域の連携協力